

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 8 号
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 5 月 3 0 日
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願
請願者の住所及び氏名	前橋市本町 3 - 9 - 1 0 群馬県労働組合会議 議長 真砂 貞夫
請 願 の 要 旨	<p>デフレ不況からの脱却、景気・雇用対策は、国民が政府に求める最優先の課題である。円安・株高の傾向から、景気見通しの明るさが報道されるようになったが、労働者の雇用と賃金は改善されていない。今や労働者の 3 6 % は非正規雇用で働き、4 人に 1 人は年収 2 0 0 万円未満である。彼・彼女らは、様々な職場で働き、利益をうみ出して企業に貢献しながらも、自らは低賃金ゆえに、家族の支援がなければ生活困窮に陥る実態にある。まともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難である。そのため、やむなく生活保護を申請する人も増えている。</p> <p>今の最低賃金は、最も高い東京でも時給 8 5 0 円、群馬では 6 9 6 円、最も低い地方では 6 5 2 円である。賃金の底支えどころか、賃金抑制の役割すらはたしている状況である。</p> <p>低すぎる最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからである。中小企業支援策を拡充しつつ、最低賃金を引き上げれば、財・サービスに対する需要が増え、中小企業の仕事も、雇用も拡大する。</p> <p>経済グローバル化でアジアとの競争が激化した以上、賃金の抑制もやむを得ないとの議論もあるが、同じグローバル経済下にある先進国は、多くが最低賃金を 1, 0 0 0 円以上とし、平均賃金を毎年引き上げて内需を守っている。アジア諸国も、最近では最低賃金を 1 5 ~ 4 0 % も大幅に引き上げたり、制度の新設を進めており、日本のように低賃金を放置して企業競争力をつけようとしている国はない。むしろ、スキルを身につけにくい低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせるとみなされている。</p> <p>公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価が通用する社会にすることが大切である。</p> <p>憲法第 2 5 条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている。</p> <p>低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、桐生市市議会におかれては、以上の趣旨をご理解いただき、次の事項にとりくんでいただきたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>最低賃金制度の改善と中小企業支援策の拡充に関し、国及び群馬労働局</p>

	長に対して最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を提出してほしい。
紹介議員	渡辺 修
付託委員会	経済建設委員会
審査結果	